

枚方市立留守家庭児童会室のおやつ代の徴収要領

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市立留守家庭児童会室（以下「児童会」という。）に入室する児童に提供するおやつに要する費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 おやつ代を徴収する児童は、児童会に入室する児童とする。

(おやつ代)

第3条 おやつ代は、児童1人当たり月額2,000円とする。ただし、次の表に種別の欄に掲げる場合は、それぞれ同表右欄に定める額とする。

	種別	おやつ代
(1)	生活保護世帯	1,000円
(2)	児童の病気その他やむを得ない事情により、連続15日以上おやつを提供を受けなかったとき。	1,000円
(3)	児童の病気その他やむを得ない事情により、その月の全日数おやつを提供を受けなかったとき。ただし、おやつを受けなかった日が2の月にわたるときは、連続30日以上おやつを提供を受けなかったとき。	0円
(4)	災害等その他緊急やむを得ない場合として市長が定める場合で、児童会の臨時休室や、それらに関連した市の要請により登室しなかった場合でおやつを提供を受けなかったとき。	次の算式により計算して得られた額 年間 250 日の開室日数から 1 日分を算出 × おやつ提供を受けなかった日数

(おやつ代の納付)

第4条 おやつを提供を受けた児童の保護者は、毎月のおやつを提供を受けた月の月末（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に定める休日にあたる場合は、翌日）までに納付しなければならない。

(おやつ代の還付および減額)

第5条 児童会に入室している児童が、第3条の表の種別の欄に規定する場合に該当するときは、徴収したおやつ代の一部又は全部を還付する。なお、表中（3）の給食を受けなかった日が2の月にわたるときは、末日の属する月のおやつ代の一部又は全部を還付する。また、これらの事由に該当して、かつ日数が事前に確定できる場合において、おやつ代の徴収がされていない場合は減額とする。

2 前項の規定により、おやつ代の還付または減額を受けようとするものは、「留守家庭児童会室おやつ代還付・減額申請書」や、「生活保護証明書」を提出しなければならない。

(滞納について)

第6条 おやつ代は私債権として取り扱い、滞納があった場合には「枚方市債権管理及び回収に関する条例」に基づき、督促状や催告書の送付、民事執行法による強制執行等の手続きを行う。

(委任等)

第7条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、この要領に定める事務を担当する部長が定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。